

簡易な収入(所得)見込額の申立書 【家計急変世帯分】

記入例

〈おもて面〉

○「住民税非課税世帯」の収入の減少が新型コロナウイルス感染症の影響である場合、を記入してください。収入の減少が新型コロナウイルス感染症の影響ではない場合、本給付金の対象とはなりません。

① 下記に間違いのないように記入してください。
 私の世帯は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記載した者全てについて記入してください。

氏名	左欄の者が扶養する者の数 (フリガナ)	令和4年度住民税課税状況	障害者控除等の適用	収入減少のあった月	任意の1か月の収入⑤			年間収入見込額 D×12	非課税相当収入限度額
					給与収入 【A】	事業収入又は不動産収入 【B】	年金収入 【C】		
イシマキ タロウ 石巻 太郎	1	<input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 4月	110,000円	0円	0円	1,320,000円	1,560,000円
イシマキ ハナコ 石巻 花子	0	<input type="checkbox"/> 課税 <input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 4月	0円	0円	0円	0円	0円
イシマキ ジロウ 石巻 次郎	0	<input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 6月	0円	100,000円	0円	1,200,000円	1,000,000円
		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 月	円	円	円	円	円

記載例① (収入で申請)

記載例② (所得で申請)

(記入上の注意)

① 左欄の者が扶養している親族の数を記入してください。

② 扶養する人数を(扶養控除等申告書等に記載の人数)を記載し、下の〈早見表〉から、この人数に対応する区分の非課税相当収入限度額を確認し、この額を⑦欄に記入してください。

③ 非課税相当額収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑥欄)を比較して、⑥欄のほうが低ければ支給対象となります(うら面は記載不要)。

④ 年金収入 ※年金収入がある場合に記入してください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類を提出してください。

⑤ 記載例②の場合、非課税相当収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑥欄)を比較して、⑥欄のほうが高いため、支給対象外となります。この場合、所得による申請もできますので、引き続きうら面を記入し、再度計算してみてください。

※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、所得税が課されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。

⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。

⑦ 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を転記してください。

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がない(0名)場合	100.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	156.0万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	205.9万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	255.9万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	305.9万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円

⇐ これを超える場合は、上段の被扶養者の人数に応じた区分を適用

～ 所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入してください ～

③ 年間所得により申し立てる場合、おもて面の申立書の中で⑦の額より⑥の額が大きい方「⑥>⑦」について記入してください。

	(フリガナ) 氏 名	【収入】	【控除】			【所得見込】	【非課税相当額】
		年間収入見込額 ⑥	給与所得控除額 ⑧	事業収入等の経費 ⑨	公的年金等控除 ⑩	年間所得見込額 ⑪	非課税所得限度額 ⑫
1		円	円	円	円	円	円
2							
記載例① (収入で申請する場合、本欄の記入は不要)							
3		⑥欄の年間収入見込額を転記してください	各欄に該当する控除額を記入して下さい				
4	イシマキ ジロウ 石巻 次郎	1,200,000		900,000		300,000	450,000
記載例② (所得で申請)							
5		円	円	円	円	円	円

⑪の額が⑫の額を下回れば支給対象となります。

(記入上の注意)

⑥「年間収入見込額」欄には、おもて面の年間収入見込額(⑥欄)の額を転記してください。

⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算のうえ、記入してください。

- ①おもて面のAの額のうち給与収入分が162.5万円以下 → 55万円
- ②おもて面のAの額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%－10万円
- ③おもて面のAの額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%＋8万円
- ④おもて面のAの額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%＋44万円

⑨「事業収入等の経費」

- ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額を記入してください。
- ②帳簿等の上記の経費が分かる書類を提出してください。

⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算のうえ、記入してください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 60万円超130万円未満 → 60万円
 - : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×25%＋27.5万円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×15%＋68.5万円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 110万円超330万円未満 → 110万円
 - : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×25%＋27.5万円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×15%＋68.5万円

⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算のうえ、記入してください。

$$\text{⑪年間所得見込額} = \text{⑥年間収入見込額} - (\text{⑧給与所得控除額} + \text{⑨事業収入等の経費} + \text{⑩公的年金等控除})$$

⑫「非課税所得限度額」には、おもて面①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、おもて面①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。
 ※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

(早見表)	扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
	単身又は扶養親族がない(0名)場合	45.0万円
	配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	101.0万円
	配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	136.0万円
	配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	171.0万円
	配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	206.0万円
	障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

【ご注意】
 世帯員、それぞれ計算した結果、ひとりでも⑫欄より⑪欄の方が高い方がいる場合、本給付金の対象とはなりません。

⇨ これを超える場合は、上段の被扶養者の人数に応じた区分を適用